

監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第2号 (2-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 建設水道部 ● 都市整備課 ○ 都市事業担当</p> <p>1. 収入事務について 【指摘事項】 (1) 収納金の取扱いにおいて、払込処理は、会計規則第33条第1項及び第3項の規定に基づき行わなければならないが、払込処理が遅延しているものがあるので、規則を確認のうえ払込処理されたい。</p> <p>○ 都市公園担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 小型貨物車の賃貸借契約において、 ① 契約車両の納入時に際し、契約書第9条第1項に基づく調査職員の上席職員による検査が実施されておらず、契約書第9条第2項に基づく検査に合格したものについての検査の結果を受注者に通知していないので、契約書を確認のうえ履行されたい。 ② 契約規則第67条第5号に規定する賃借中止及び返還の際に履行すべき事項についての記載がされていない。(前回指導事項) ③ 契約書第9条第5項に記載されている別紙賃貸借物件の概要・仕様書が契約書に添付されていないので、契約書を作成する際には、契約内容を確認のうえ作成されたい。(前回指導事項)</p> <p>(2) 根室総合運動公園除雪機械賃貸借契約において、契約書第4条に基づく借上車の規格性能整備状況等について、発注者の検査を受けなければならないが、検査が実施されていないので、契約書に基づき履行されたい。</p>	<p>(1)担当職員の認識不足・確認不足により、払込事務が遅延したもの。</p> <p>(1) ①契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。 ②契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。 ③契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。</p> <p>(2)契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。</p>	<p>今後、収納担当者による確認の徹底、課全体での確認を強化し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約内容を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約内容を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第2号 (2-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>○ 維持担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 賃貸借契約 (除雪車輛) において、</p> <p>① 執行向の段階で、契約書 (案) に見積人の氏名が記載されているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>② 契約書第4条に基づく借上車の規格、性能整備状況等の検査が実施されていないものが散見されるので、契約書通りに実施されたい。</p> <p>(2) 賃貸借契約 (小型作業車) において、納入時の検査に伴う検査書の作成及び検査の結果通知が行われていないので、契約書第9条に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>2. その他の事務について 【指摘事項】</p> <p>(1) 職員の時間外・休日勤務において、時間外・休日勤務命令簿が作成されていないものや、勤務実態と異なる時間数で命令簿が作成されているものが複数あるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>(2) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務において、令和5年2月分時間外・休日勤務手当連絡書の時間数に誤りがあり、時間外勤務手当が不足支給となっているものがあるので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1)</p> <p>①書類作成時に誤って記載したもの。</p> <p>②契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。</p> <p>(2)契約内容の詳細確認を怠り、事務処理を行ったため。</p> <p>(1)担当職員の確認不足により、必要な命令簿が作成されておらず、また当該職員に係る勤務日数確認の徹底がなされていなかったため。</p> <p>(2)担当職員の確認不足により、当該職員に係る勤務日数確認の徹底がなされていなかったため。</p>	<p>今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、契約書を確認のうえ適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。なお、過支給分および不足支給分について、対象者より返還、及び支給について事務処理を進めているところであります。</p> <p>今後、課員全体でのチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。なお、不足支給分については、早期に支給となるよう事務処理を進めているところであります。</p>